

令和2年7月22日

林弘法律事務所  
弁護士 山中理司様

法務省大臣官房秘書課公文書監理室情報公開係  
(代表03-3580-4111(内線2036))

行政文書開示請求について（求補正）

標記について、下記のとおり補正を求めるので、令和2年8月5日（水）までに回答願います。

記

1 行政文書開示請求書の日付

令和2年5月22日（金）

2 法務省本省において行政文書開示請求書を受領した日付

令和2年5月25日（月）

3 開示請求書に記載された請求内容

① 東京高検管内では、黒川弘務検事長の検察官としての豊富な経験・知識等に基づく管内部下職員に対する指揮監督が不可欠であったにもかかわらず、黒川弘務検事長が辞職した結果、東京高検の業務の継続的遂行に生じる障害について法務省が予想し、又は分析した文書

② 黒川弘務東京高検検事長の賭け麻雀に関して法務省が作成し、又は取得した文書

③ 令和2年5月22日の衆議院法務委員会の国会答弁資料

4 行政文書の保有状況について

（1）上記3①について

行政文書開示請求書の上記3①の請求について、あなたの請求の趣旨に該当する行政文書を法務省本省では保有しておりません。

このまま請求を維持された場合、行政文書不存在による不開示決定がなされるものと思われます。

（2）上記3②について

行政文書開示請求書の上記3②の請求について、あなたの請求の趣旨に該当すると思われる行政文書を、法務省本省では以下のとおり保有しています。

ア 職員の職責について

- イ 黒川検事長聴き取りメモ  
ウ 黒川弘務東京高等検察庁検事長に関する記事についての調査結果  
エ 上記ウに係る起案用紙  
オ 黒川弘務東京高等検察庁検事長の職責についての検討結果  
カ 上記オに係る起案用紙  
キ 週刊誌掲載記事に関する調査結果等について  
ク 上記キに係る起案用紙  
ケ 訓告書面

(3) 上記 3③について

行政文書開示請求書の上記 3③の請求について、あなたの請求の趣旨に該当すると思われる行政文書を、法務省本省では以下のとおり保有しています。

- ア 国会答弁書（令和2年5月22日 衆・法務委 階猛議員）  
イ 国会答弁書（令和2年5月22日 衆・法務委 逢坂誠二議員）  
ウ 国会答弁書（令和2年5月22日 衆・法務委 山尾志桜里議員）  
エ 国会答弁書（令和2年5月22日 衆・法務委 日吉雄太議員）  
オ 国会答弁書（令和2年5月22日 衆・法務委 藤野保史議員）  
カ 国会答弁書（令和2年5月22日 衆・法務委 串田誠一議員）  
キ 国会答弁資料（令和2年5月22日 衆・法務委 日吉雄太議員）  
ク 国会答弁資料（令和2年5月22日 衆・法務委 階猛議員）  
ケ 国会答弁資料（令和2年5月22日 衆・法務委 逢坂誠二議員）  
コ 国会答弁資料（令和2年5月22日 衆・法務委 山尾志桜里議員）  
サ 国会答弁資料（令和2年5月22日 衆・法務委 串田誠一議員）  
シ 国会答弁資料（令和2年5月22日 衆・法務委 藤野保史議員）

なお、上記(2)ア及び(3)アないしカについては、当省大臣官房人事課が保有している文書であり、上記(2)イないしケ及び(3)キないしシについては、当省刑事局が保有している文書です。

つきましては、上記情報提供を踏まえ、請求をどうされるか回答願います。

5 開示請求手数料について

上記4に記載する行政文書全ての開示を請求される場合、開示請求件数は5件（上記4（1）で1件、上記4（2）アで1件、上記4（2）イないし同ケで1件、上記4（3）アないしカで1件、上記4（3）キないし同シで1件）、開示請求手数料は1,500円となります。

現在、あなたからは開示請求手数料として収入印紙900円分を受領していますので、開示請求件数に応じて必要となる開示請求手数料を収入印紙により納付願います。